

長崎県大学図書館協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、長崎県大学図書館協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、長崎県内の大学図書館、短期大学図書館及び高等専門学校図書館（以下「県内大学図書館」という。）の相互の連携と協力を図り、県内大学図書館の充実と発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、県内大学図書館をもって組織する。

2 本会に入会しようとする県内大学図書館は、幹事館に所定の入会申込書を提出し、総会において承認を得なければならない。

3 前項の規定により、入会した県内大学図書館を、会員館という。

(事業)

第4条 本会は、第2条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館に関する調査及び研究に関する事。
- (2) 研究会、研修会等の開催に関する事。
- (3) 県内大学図書館の相互協力の推進に関する事。
- (4) 関係団体との連絡及び連携に関する事。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(総会)

第5条 総会は、原則として年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、会員館の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 総会は次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本会への入会及び会員館の退会に関する事。
- (2) 本会の事業計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 幹事館及び監査館の選出に関する事。
- (5) その他本会の運営に必要な事項に関する事。

(議決)

第6条 総会の議決は、出席した会員館の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、幹事館の決するところによる。

2 総会における票決権については、1会員館につき1票とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員館を置く。役員館は総会において会員館のうちから選出する。

- (1) 幹事館
- (2) 監査館

2 幹事館は3館とし、代表幹事館1館を幹事館の互選により選出する。その任期は1年とし、総会の翌日から次回の総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 代表幹事館の館長を本会の会長とする。代表幹事館は、本会の会務を処理する。

4 幹事館は合議により会の運営にあたる。

5 監査館は1館とし、その任期は1年とし、総会の翌日から次回の総会の日までとする。ただし、再任及び幹事館との併任はできない。

6 監査館は、本会の会計を監査し、監査結果を総会へ報告する。

(会計)

第8条 本会の運営経費は、会費その他の経費をもって充てる。

2 会費は、本会の事業計画の実現及び運営経費に使用する。

3 本会の予算は、総会の議を経て決定し、決算は、監査を受けて次の総会において承認を得なければならない。

4 会費は、年間10,000円とする。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第10条 この会則の改正は、総会の議によるものとし、出席した会員館の3分の2以上の賛同を要するものとする。

(補則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会の議を経て、別に定めることができる。

附 則

1 この会則は、平成7年6月7日から施行する。

2 この会則は、平成9年3月25日から施行する。

3 この会則は、平成9年5月15日から施行する。

4 この会則は、平成14年6月12日から施行する。

5 この会則は、平成24年6月8日から施行する。

6 この会則は、平成28年7月8日から施行する。

7 この会則は、令和6年8月20日から施行する。